



2021年6月29日

各位

会社名 株式会社 フ コ ク
代表者 代表取締役社長 小川 隆
(コード番号 5185 東証第1部)
問合せ先 総務部長 高木 慎治
(TEL 048-615-4406)

剰余金の配当（期末配当）の決議機関に関するお知らせ

当社は、本日開催の株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議事項とする等の定款の一部変更についてご承認いただき、その後開催した取締役会において、剰余金の配当（期末配当）の決議機関を取締役会とすることを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更による期末配当の決議機関

定款変更により期末配当は、株主総会、取締役会のどちらでも決議できるようになりましたが、当社の配当方針に則り、株主の皆さまに機動的に利益還元ができるよう、これまでの株主総会での決議から取締役会決議による配当へ変更することと致しました。

なお中間配当金に関しましては、これまでと同様、取締役会と致します。

2. 配当に関する定款変更の内容

毎年3月31日（期末配当）及び毎年9月30日（中間配当）を基準日とし、会社法459条第1項の定めにより、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる。

3. 配当政策の基本方針変更について

下記基本方針の下線部が変更箇所となります。変更前は下記注記となります。

当社の配当政策につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、将来の事業展開と事業の特性を考慮した内部留保等を勘案しながら、安定した配当を維持しつつも業績に応じて株主の皆さまに対する利益還元を行っていくことを基本方針としております。

また剰余金の配当機関は、中間配当、期末配当とも取締役会とし、年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

配当額につきましては、連結配当性向30%を目安に決定することとし、急激な経営環境の変化により著しく業績が低迷するような場合を除き、1株当たり年間20円（中間、期末1株当たりの配当は各10円）を配当の下限水準といたします。

また、内部留保につきましては、今後の事業成長を長期的に維持するための研究開発投資及び設備投資に活用し、収益性の向上により長期的、総合的な視点から株主の皆さまの利益確保を図ることと致します。

(注記) 変更前：また剰余金の配当機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会とし、年2回の剰余金の配当を行う方針であります。

4. 変更の時期

2022年3月期の期末配当からと致します。従いまして中間配当、期末配当とも取締役会で決定いたします。

今後も株主の皆さまへの利益還元を重要な経営課題と位置づけ、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上